

## 苦情相談

当会では、平成8年度より、会員の弁護士業務に対する市民の苦情について、適切かつ迅速な処理を行うことを目的として弁護士業務に関する苦情相談窓口（以下、「苦情相談窓口」という。）を設置した（平成8年1月17日設置）。

苦情相談窓口は、苦情申出人から十分に事情を聴取して苦情の真意を把握し、紛議事案と綱紀事案を振り分けてその解決を早め、併せて申出人と弁護士の意思の疎通ををはかり、事案が複雑かつ深刻化することを未然に防ぐことも目的としている。

このような趣旨の制度のもと、平成9年度の相談件数は115件、平成11年度は77件に達している。この窓口がスムースに運営されるよう、相談担当員としては、弁護士業務と会務に経験が深く、理事者、綱紀、紛議の各委員を経験された会員の中から選任している。

### ① 平成11年度苦情相談窓口結果集計表

ア 处理件数	77件	（平成11年4月1日～平成12年3月31日）
イ 対象会員 依頼した弁護士	48件	
相手方弁護士	25件	
その他	4件	
ウ 処理結果		
(7) 説明により申出人を納得させた。	14件	
(4) 被申出会員とよく相談するよう勧めた。	15件	
(6) 法律相談を受けるよう勧めた。	4件	
(1) 申出入の希望、了解により、苦情等の内容を被申出会員に伝えた。	9件	
(5) 申出入の希望、了解または被申出会員の希望、了解により、被申出会員その他関係者からの事情聴取ないし照会結果を申出人に伝えた。	1件	
(3) 申出人に対し、紛議調停申立または懲戒請求の手続きを説明した。	25件	
(2) 運営要領第3条6号に基づき、処分相当事案と認め、会長に報告した。	0件	
(6) 上記1～7の他、申し出人に対し、適宜な助言をした。	9件	
(8) その他	17件	
② 平成11年度苦情相談事務局受付分集計		
ア 受付件数	143件	（平成11年4月1日～平成12年3月31日）
イ 対象会員 依頼した弁護士	85件	
相手方弁護士	49件	
その他	9件	
ウ 苦情内容 事件処理の不満	62件	
応対の不満	42件	
報酬関連	22件	
その他	23件	
エ 処理結果 苦情相談窓口を説明	73件	
再度交渉するようすすめた	6件	
依頼した弁護士とよく相談するよう勧めた	3件	
法律相談ないし弁護士斡旋を受けるように勧めた		

当会では、平成8年度より、会員の弁護士業務に対する市民の苦情について、適切かつ迅速な処理を行うことを目的として弁護士業務に関する苦情相談窓口(以下、「苦情相談窓口」という。)を設置した(平成8年1月17日設置)。

苦情相談窓口は、苦情申出人から十分に事情を聴取して苦情の真意を把握し、紛議事案と綱紀事案を振り分けてその解決を早め、併せて申出人と弁護士の意思の疎通ををはかり、事案が複雑かつ深刻化することを未然に防ぐことも目的としている。

このような趣旨の制度のもと、平成10年度の相談件数は115件、平成11年度は77件、平成12年度は40件に達している。この窓口がスムースに運営されるよう、相談担当員としては、弁護士業務と会務に経験が深く、理事者、綱紀、紛議の各委員を経験された会員の中から選任している。

(1) 平成12年度苦情相談窓口結果集計表

ア 処理件数 40件(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

イ 対象会員 依頼した弁護士 15件  
相手方弁護士 18件  
その他 7件

ウ 处理結果

(ア) 説明により申出人を納得させた。 8件  
(イ) 被申出会員とよく相談するよう勧めた。 4件  
(ウ) 法律相談を受けるよう勧めた。 6件  
(エ) 申出人の希望、了解により、苦情等の内容を被申出会員に伝えた。  
(オ) 申出人の希望、了解または被申出会員の希望、了解により、被申出会員その他関係者からの事情聴取ないし照会結果を申出人に伝えた。 4件  
0件

(カ) 申出人に対し、紛議調停申立または懲戒請求の手続きを説明した。 16件  
(キ) 演習要領第3条6号に基づき、処分相当事案と認め、会長に報告した。 0件

(コ) 上記1～7の他、申し出人に対し、適宜な助言をした。 3件  
(ケ) その他 9件

(2) 平成12年度苦情相談事務局受付分集計

ア 受付件数 142件(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

イ 対象会員 依頼した弁護士 52件  
相手方弁護士 47件  
その他 43件

ウ 苦情内容 事件処理の不満 56件  
応対の不満 35件  
報酬関連 16件  
その他 53件

エ 处理結果 苦情相談窓口を説明 59件  
再度交渉するようすすめた 11件  
依頼した弁護士とよく相談するように勧めた 14件

法律相談ないし弁護士斡旋を受けるように勧めた

当会では、会員の弁護士業務に対する市民の苦情について、適切かつ迅速な処理を行うことを目的として弁護士業務に関する苦情相談窓口(以下、「苦情相談窓口」という。)を設置している(平成8年1月17日設置)。

苦情相談窓口は、苦情申出人から十分に事情を聴取して苦情の真意を把握し、紛議事案と綱紀事案を振り分けてその解決を早め、併せて申出人と弁護士の意思の疎通ををはかり、事案が複雑かつ深刻化することを未然に防ぐことを目的としている。

このような趣旨の制度のもと、平成11年度の相談件数は77件、平成12年度は40件、平成13年度は78件に達している。この窓口がスムースに運営されるよう、相談担当員としては、弁護士業務と会務に経験が深く、理事者、綱紀、紛議の各委員を経験された会員の中から選任している。

(1) 平成13年度苦情相談窓口結果集計表

ア 処理件数 78件(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

イ 対象会員 依頼した弁護士 42件  
相手方弁護士 27件  
その他 9件

ウ 処理結果

(イ) 説明により申出人を納得させた。 9件

(ロ) 被申出会員とよく相談するよう勧めた。 6件

(ハ) 法律相談を受けるよう勧めた。 5件

(オ) 申出人の希望、了解により、苦情等の内容を被申出会員に伝えた。  
13件

(オ) 申出人の希望、了解または被申出会員の希望、了解により、被申出会員その他関係者からの事情聴取ないし照会結果を申出人に伝えた。  
2件

(ハ) 申出人に対し、紛議調停申立または懲戒請求の手続きを説明した。  
32件

(ロ) 運営要領第3条6号に基づき、処分相当事案と認め、会長に報告した。  
0件

(ハ) 上記1～7の他、申し出人に対し、適宜な助言をした。  
7件

(オ) その他 17件

(2) 平成13年度苦情相談事務局受付分集計

ア 受付件数 208件(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

イ 対象会員 依頼した弁護士 80件  
相手方弁護士 91件  
その他 37件

ウ 苦情内容 事件処理の不満 91件  
応対の不満 60件  
報酬関連 28件  
その他 54件

エ 処理結果 苦情相談窓口を説明 108件

再度交渉するようすすめた 25件

依頼した弁護士とよく相談するように勧めた 23件

法律相談ないし弁護士斡旋を受けるように勧めた 25件